

DBの給付減額の判定基準・手続き

令和6年11月8日

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

定年延長時の給付減額判定例

- 定年年齢の後ろ倒しに伴い、給付額を維持する場合であっても、給付額の現在価値（通常予測給付現価や最低積立基準額）を計算する際の割引期間が長くなることから、計算上、給付額の現在価値が減少する（給付減額に該当）。
- 給付減額と判定された場合は、手続き要件として、給付減額に該当する者の個別の同意等を得ることとなっている。

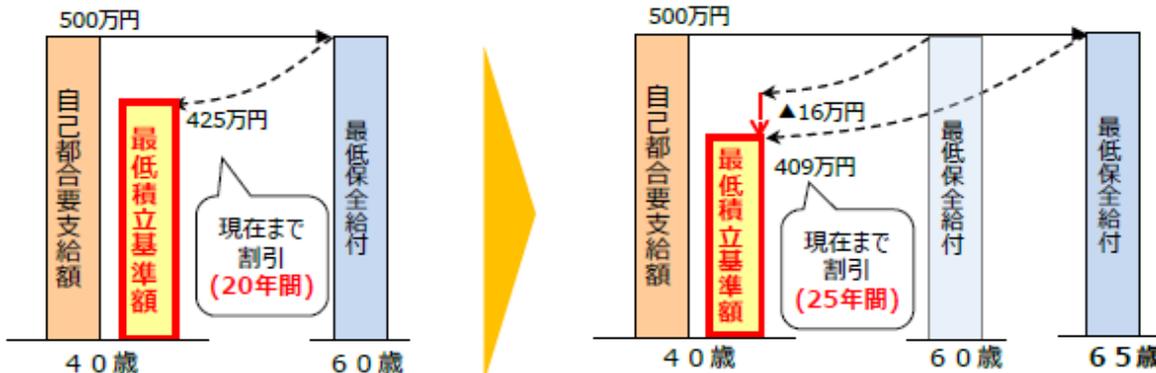
2023年6月28日 第24回企業年金・個人年金部会資料3
生保協会提出資料を元に作成

(1)通常予測給付現価の減少（イメージ図）



※ 割引に用いる予定利率は、**企業年金ごとに、積立金の運用収益の長期予測を踏まえて設定。**
(設定できる下限は、厚生労働大臣が国債利回りを勘案して定める。)

(2)最低積立基準額の減少（イメージ図）



※ 割引に用いる予定利率は、**厚生労働大臣が、30年国債利回りを勘案して設定。**
ただし、労使合意により、定められた率に0.5%以内の率を加減した率を用いることも可。

(参考) 給付減額の判定基準と手続要件 (リスク分担型企業年金を除く)

- 従来の確定給付企業年金 (DB) では、給付設計の変更を行う際、通常予測給付現価や最低積立基準額が減少する場合に給付減額と判定している。
- 給付減額と判定された場合は、手続要件として、給付減額に該当する者の個別の同意等を得ることとなっている。

< 給付減額の判定基準 >

- (a) 給付設計の変更前後の総通常予測給付現価が減少する場合
- (b) 一部の加入者又は受給権者等について、当該者に係る通常予測給付現価が給付設計の変更によって減少する場合
- (c) 各加入者又は各受給権者等の最低積立基準額が減少する場合 (最低保全給付の計算方法による減少を含む)

のいずれかに該当する場合、給付減額と判定

< 給付減額を行う場合の手続要件 >

加入者の給付減額を行う場合	受給権者等の給付減額を行う場合
<ul style="list-style-type: none"> ・ 全加入者に対する事前の十分な説明 ・ 加入者の3分の1以上で組織される労働組合がある場合は、当該労働組合の同意の取得 ・ 加入者の3分の2以上の個別同意の取得 (加入者の3分の2以上で組織される労働組合がある場合は、当該労働組合の同意をもって、これに代えることができる) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全受給権者等に対する事前の十分な説明 ・ 受給権者等の3分の2以上の個別同意の取得 ・ 希望者に減額前の給付を一時金で支給

※ 給付減額の対象となる加入者・受給権者等が一部に限られる場合には、その対象となる者の3分の2以上の個別同意が必要。なお、給付減額の対象となる加入者の3分の2以上で組織される労働組合がある場合は、当該労働組合の同意をもって、加入者の個別同意に代えることができる。

定年延長に伴う給付減額の判定基準に関する意見

(第22回～第24回企業年金・個人年金部会における関係団体からのヒアリングにおける主な意見)

《給付減額の判定基準について》

- ・ 定年延長に伴うDBの支給開始年齢引上げを行う場合の給付減額の判定基準の在り方について、見直しが必要ではないか
- ・ 給付絶対額が維持される場合は、給付減額とはしない解釈を追加していただきたい
- ・ 定年延長した時の退職給付制度や企業年金制度の見直しの方法として、給付時期や給付額の設定等にいくつかの選択肢がある中で「定年を60歳から65歳に延長」した場合、給付減額と判定される可能性がある
- ・ 定年延長に伴う給付時期の延長のみで給付総額が減らないのであれば、給付減額としないなど、判定基準や手続きの簡素化を早期に制定していただきたい
- ・ 給付減額の判定について、各DBが個々に設定している予定利率の水準に依らない方法に見直しができないか
(見直し例：給付減額の判定に使用する給付現価について、全DB共通の利率(継続基準の下限予定利率など)を使用)
- ・ 例えば旧定年時の給付額が下がる等の場合においては、減額に該当しないことを検討してはどうか
- ・ 定年延長など支給時期が異なる場合における給付減額判定基準の見直しができないか

《給付減額に係る手続きについて》

- ・ 中小企業では労働組合がない事業所も多く、給付減額と判定される場合の同意要件を緩和するなど手続きの簡素化を図り、事務の効率化を図るべきではないか
- ・ リスク分担型企业年金への移行と同様(一定の財源が確保される場合は、給付減額の同意手続きを省略されることが認められている)、例えば、単純に「一時金・年金額を定年延長にあわせてスライド」させた場合は、「給付減額」の同意手続きを省略することを認めるといった制度改定を考えても良いのではないか
- ・ 加えて、不同意申出方式による減額同意等を可能とするように規約変更の手続きを柔軟化してはどうか
- ・ 法改正に伴う給付設計の変更について、給付減額手続きを簡素化できないか
- ・ 給付減額に該当した場合における制度変更内容に応じた同意手続きの簡素化ができないか

Ⅲ 制度の普及等に向けた改善

8 DBの各種手続

(3) 定年延長等の雇用延長に伴う給付設計の見直しに当たっての手続

- DBでは、給付設計の変更を行う際、給付現価や最低積立基準額が減少する場合に給付減額と判定している。定年延長等の雇用延長に伴って支給開始時期を見直す場合、金額ベースで給付水準を維持・増額する場合であっても、予定利率で割り引く期間が延びることによって給付現価が減少する場合がある。
 - この点に関して、
 - ・ 従来どおり給付減額として扱うとともに、加入者・受給者の個別同意については受給権又は期待権の侵害につながりうる重要な手続であることから個別同意等の手続要件を維持すべきといった意見
 - ・ 給付現価を計算する際の割引率として用いる予定利率はあくまで掛金の算定のために設定されたものであって、必ずしも給付額の算定と関係するものではなく、給付減額として扱うべきではないといった意見
 - ・ 定年延長等の雇用延長の際には退職給付以外にも給与や雇用形態といった各種の労働条件全体について労使合意がなされることを踏まえた対応をすべきといった意見
 - ・ 手続の要件が定年延長を阻害することのないように対応すべきといった意見
 - ・ 給付減額として扱う場合も個別同意等の手続要件を課すべきではないといった意見
- 等があった。それぞれの意見の考え方を整理した上で、改めて議論すべきである。

第28回社会保障審議会企業年金・個人年金部会（2023年10月17日）での意見

《給付減額の判定基準について》

- 給付減額の判定基準については、きちんと検討していくべき内容だと思う。給付現価の評価の問題だと考えており、将来の給付の価値をどう測るのかという基準として、年金制度の予定利率を使うのがいいのか。そもそも予定利率を使うという発想は、損金として拠出したこれまでの積立金が必要なくなるような給付減額を認めるのはおかしいという発想だと思うが、ここまで予定利率や減額の対応が自由化された中では、各制度で公平に評価するというのが大事で、それを一定程度評価できるような減額の仕組みを考えるということが必要ではないか。
- 定年延長に伴う給付減額判定については、現行制度の下では、定年延長に伴う給付設計の見直しにおいて、給付の絶対額が下がらない場合でも、法令上は現在価値の減少によって給付減額と判定されることになる。加えて、定年延長以外でも、例えば給付設計の前提となる資格等級制度や、あるいは本人の持分の決定に反映する評価制度などを変更する場合にも給付減額に該当するケースがあり、現行の給付減額判定基準は、企業が雇用あるいは報酬制度を見直す際の足かせになる場合があると認識している。例えば、従業員・加入者が会社を退職した際に受け取る現金支給額そのものが制度変更前と比べて下がらないのであれば、減額に該当しないよう基準を見直してはどうか。

《給付減額に係る手続きについて》

- 給付減額に該当する場合の加入者・受給者の個別同意については、納得いく説明と同意を担保するため、現行の手続を緩和すべきではないと考える。
- 減額に関する同意取得に関しても、対象者本人への説明時に専門的な年金用語をそのまま用いる必要があるとされていることにも課題があると認識している。減額という言葉のマイナスイメージも相まって、一般従業員の理解、納得を得ることは、実施事業主にとって大きな負荷となっている実態がある。従業員・加入者の視点でも分かりやすい説明を事業主ができるように、判定基準と手続の双方について見直しが必要と考える。
- 労使合意の在り方は、組合がしっかりある場合はいいが、組合がないような場合は、過半数代表者がやっているのに、個人が結構重い役割を担わされているという問題もある。そういう面も本当は検討しなければいけないのではないか。

本日も議論いただきたい点

DBの給付減額の判定基準・手続き

【課題】

- 定年延長に伴い支給開始年齢を引き上げる際、給付の名目額が増加する場合であっても給付の減額と判定されることが、定年延長の阻害要因となっているとの指摘がある。
- 見直しに当たっては、支給時期の後ろ倒しに伴う運用の機会損失などに留意が必要であるが、給付額算定における利息付与の取扱いは企業年金ごとに異なる中、一定の基準を定めて不利益性を定量評価することには限界がある。
- また、給付の減額は、加入者の期待権等に関わる変更であり、現行では対象者の個別同意の取得を要件として課すなど慎重な取扱いとしている点に留意する必要がある。

【これまでの主なご指摘】

- 一定の要件を満たす場合の給付設計変更について、「給付減額」として取り扱わないことを認めてはどうかとの意見がある。一方、現行の手続きを緩和すべきではないとの意見もある。

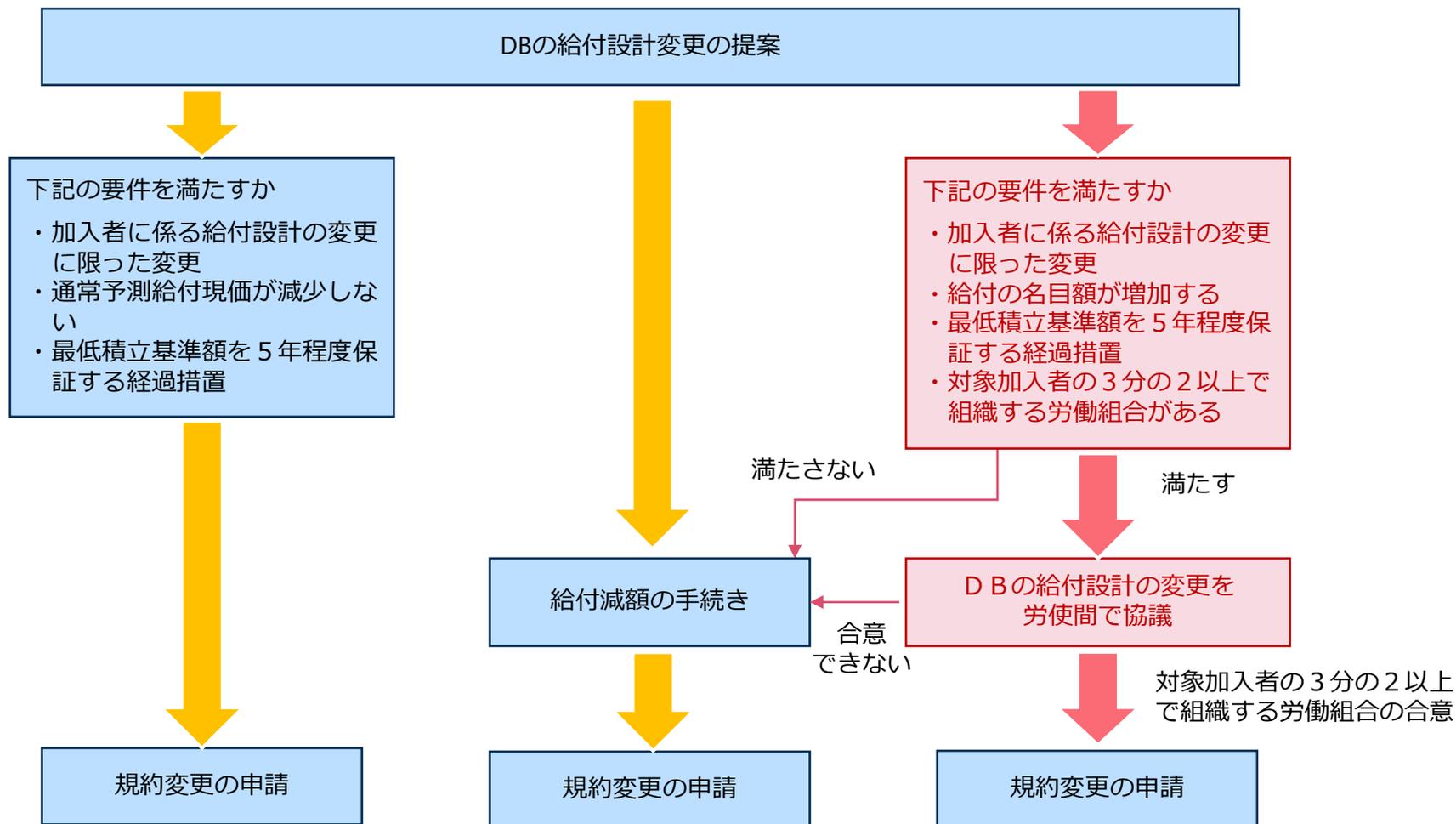
【本日も議論いただきたい点】

- 引き続き現行の判定基準を原則とするものの、一定の要件を満たす場合であっても、DBの給付設計を変更することについて対象加入者の3分の2以上で組織する労働組合の合意がある場合には、例外的に「給付減額」として取り扱わないことができることについてどのように考えるか。

(考えられる要件)

- 規約変更の対象範囲については、労使間の十分な話し合いを前提とする取扱いであることから、既に事業所に使用されていない受給権者を対象とせず加入者に係る給付設計の変更に限ったものであること
- 給付設計の変更内容については、給付の名目額^{*}が増加する変更であること
(^{*}給付設計の変更対象者に係る予定利率ゼロの下での通常予測給付現価)
- 最低積立基準額については、制度終了した場合における支給額そのものが判定基準となっているため、少なくとも5年程度は各加入者に当該変更が行われなかったとした場合の最低積立基準額を保証する経過措置を設けていること(現行の取扱い通り)
- 給付の減額は慎重な取扱いを要する中で、労使間の十分な話し合いを前提とする例外的な取扱いであることから、労使間の交渉ができる体制として対象加入者の3分の2以上で組織する労働組合の合意があること

給付減額の判定の取扱いの見直しについて（イメージ）



給付減額の該当性の判定基準の比較（通常予測給付現価の評価方法）

判定基準	メリット	デメリット
<p>現行の方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 毎事業年度の決算において用いられる基礎率と同一のものが用いられる場合には、事務負担が抑制される。 ・ 制度内で法令の規定に基づいて設定された基礎率を用いるものとなるため、一定の合理性はある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 同じ給付設計の変更であっても、予定利率の違いによってDBごとに減額の判定結果が異なる。 ・ 予定利率は、掛金計算に用いられるものであって、給付利率や据置利率などの給付額算定時の利息計算に用いる利率とは異なる場合がある。
<p>共通の基礎率を用いる場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 制度によらず、同じ給付設計の変更については同じ減額判定の結果となり、制度間の取扱いの公平性がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 財政再計算において用いられる基準と、給付減額判定用の数理計算において用いられる基準が原則異なるものとなるため、事務負担が増加することとなる。 ・ 各制度の掛金計算上の予定利率や給付利率、据置利率などの給付額算定時の利息計算に用いる利率とは異なる予定利率によって減額判定されることとなる。

DB制度における予定利率

項目	設定方法	主な用途
<p>掛金額計算 (財政再計算) の予定利率</p>	<p>各DBにおいて、積立金の運用収益の長期の予測に基づいて設定する。 ただし、下限予定利率を下回ってはならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>掛金の額を算定する際に用いられ、掛金額の現価や給付に要する費用の現価が計算される。</u> ・ <u>毎事業年度の決算において、積立金の額と比較する責任準備金の額を算定する際に用いられ、給付に要する費用や掛金収入の現価が計算される。</u> ・ <u>給付減額の判定に係る通常予測給付現価の算定に用いられる。</u>
<p>非継続基準 の予定利率</p>	<p>過去5年間に発行された30年国債の利回りを勘案して厚生労働大臣が定める。</p> <p>※ 令和6年度 年率0.86%、令和5年度 年率0.71% ただし、労使合意により上記の率に0.5%以内の率を加減することは可能。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>毎事業年度の決算において、積立金の額と比較する最低積立基準額を算定する際に用いられ、事業年度末までの加入者期間に係る給付に要する費用の現価が計算される。</u> ・ <u>給付減額の判定に係る最低積立基準額の算定に用いられる。</u>
<p>下限予定利率</p>	<p>国債の利回りを勘案して厚生労働大臣が定める。</p> <p>※ 令和6年度 年率0.1%、令和5年度 年率0.0%</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>掛金の過大な損金算入を防ぐ等の観点から、掛金額の計算に用いる予定利率の下限として設定される。</u> ・ <u>老齢給付金を一時金として支給する際の給付額の上限を算定するために用いられる。</u> ・ <u>毎事業年度の決算において、積立金の額と比較する積立上限額を算定する際に用いられ、給付に要する費用や掛金収入の現価が計算される。</u>

(参考) 現行の給付減額の判定基準

< 給付減額の判定基準 >

- (a) 給付設計の変更前後の総通常予測給付現価が減少する場合
- (b) 一部の加入者又は受給権者等について、当該者に係る通常予測給付現価が給付設計の変更によって減少する場合
- (c) 各加入者又は各受給権者等の最低積立基準額が減少する場合（最低保全給付の計算方法による減少を含む）

のいずれかに該当する場合、給付減額と判定。

ただし、加入者（受給権者を除く）の給付設計の変更に際し、(c)のみに該当する場合は、少なくとも5年程度は各加入者に当該変更が行われなかったとした場合の最低積立基準額を保証する経過措置を設けていれば、給付の減額として取り扱わない。

※ リスク分担型を除く取扱い。